

別表1 昭和60年郵政省告示第241号の認定基準に規定する授業科目に対応する授業科目

昭和60年郵政省告示241号の別表第1号及び別表第2号に規定する科目別授業時間数		卒業生が履修する科目及び授業時間数(○印は必修科目. 括弧内は単位数) [平成18年4月入学生から適用]		科目免除の対象となる条件	
科目	授業時間数	科目	授業時間数		
基礎専門教育科目	数学	60	基礎微分積分学Ⅰ (2)	30	左記6科目の中から2科目以上履修すること
			基礎微分積分学Ⅱ (2)	30	
			基礎線形代数学Ⅰ (2)	30	
			基礎線形代数学Ⅱ (2)	30	
			工科系の複素関数論 (2)	30	
			工科系の微分方程式 (2)	30	
	物理学	60	基礎物理学Ⅰ (2)	30	左記4科目の中から2科目以上履修すること
			基礎物理学Ⅱ (2)	30	
電気磁気学	60	電磁気学Ⅰ (2)	30	左の科目を履修	
		電磁気学Ⅱ (2)	30		
電気回路	60	回路理論Ⅰ (2)	30	左の科目を履修	
		回路理論Ⅱ (2)	30		
電子回路	60	電子回路 (2)	30	左の科目を履修	
		半導体デバイスⅡ(2)	30		
デジタル回路	30	電子回路設計 (2)	30	左の科目を履修	
情報工学	30	○情報科学概論C (2)	30	左の科目を履修	
		○情報科学演習C (1)	30		
電気計測	60	電磁気計測 (2)	30	左の科目を履修	
		計測工学基礎 (2)	30		
専門教育科目	伝送線路工学	(30)(注)	通信工学 (2)	30	左の科目を履修
	交換工学	(30)(注)	光エレクトロニクス (2)	30	
			電磁波工学 (2)	30	
電気通信システム	(30)(注)	情報通信網工学 (2)	30		
			電気通信システム (1)	15	

(注) 専門教育科目の時間数は、告示には規定されていないが、おおむねの目安である。